

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

## 特定口座とは？源泉徴収あり・なしの違いについて

Q 上場株式の取引時に証券会社の特定口座を通じて売買していますが、この特定口座とはどのようなものでしょうか？また、一般口座との違いはなんでしょうか？

### 解説

特定口座とは申告分離課税の対象となる上場株式等の譲渡損益を管理できる口座のことで、納税者の申告・納税手続きの負担を軽減することができます。

## 1. 一般口座

株式の取引を行っている人が自ら損益を計算し、確定申告を行います。

## 2. 特定口座の種類

### ①源泉徴収ありの特定口座

源泉徴収ありの特定口座とは、上場株式等の譲渡で損益が発生するたびに、**所得税と住民税等の徴収や還付が行われる口座**です。源泉徴収税額は証券会社が納税義務者に代わって納付しますので、**原則確定申告は不要**です。ただし、株式の譲渡損失が発生したため、譲渡損失の繰り越し控除の適用を受ける場合や他の証券会社の損失と通算する場合などは納税者が確定申告をすることになります。譲渡損益だけでなく、**特定口座内で上場株式等の配当金も受け入れている場合、その年のその特定口座内で生じた上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能**です。確定申告の際に、証券会社から発行される「特定口座年間取引報告書」に1年間の取引の内容が記載されていますので、容易に計算ができます。

### ②源泉徴収無しの特定口座

源泉徴収無しの特定口座は、特定口座内で上場株式の譲渡損益が出ても**源泉徴収されない**ため、**譲渡益が発生した場合は納税者が自ら確定申告により納税をする必要があります**。ただ、この場合も、証券会社から「特定口座年間取引報告書」が発行されますので、確定申告自体は容易にできます。

## 3. 源泉徴収税率

源泉徴収ありの特定口座の場合、譲渡益に対して下記の源泉徴収がなされます。

**所得税 15.315%**    **住民税 5%**    **合計 20.315%**

## 要するに…

源泉徴収ありの特定口座の場合、基本的に確定申告は不要です。ただし、譲渡損失が発生し、その損失を翌年以降に繰り越す場合などは確定申告をした方がいいでしょう。